

船舶事故調査報告書

平成25年4月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年1月31日 07時10分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島北西方沖 五島市所在の大瀬崎 ^{おおせ} 灯台から真方位304°60海里付近 (概位 北緯33°10.5′ 東経127°37.0′)
事故調査の経過	平成25年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八 ^{きよ} 喜代丸、135トン NS1-1015（漁船登録番号）、株式会社伊藤商店 43.65m×7.60m×3.10m、鋼 ディーゼル機関、860.5kW、昭和62年6月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年6月18日 免状交付年月日 平成22年4月5日 免状有効期間満了日 平成27年5月23日 一等航海士 男性 37歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成8年1月5日 免状交付年月日 平成22年11月26日 免状有効期間満了日 平成28年2月19日 一等機関士 男性 46歳 四級海技士（機関）（履歴限定）（機関限定） 免許年月日 平成21年3月24日 免状交付年月日 平成21年3月24日 免状有効期間満了日 平成26年3月23日 二等機関士 男性 25歳 四級海技士（機関）（履歴限定）（機関限定） 免許年月日 平成23年12月1日 免状交付年月日 平成23年12月1日 免状有効期間満了日 平成28年11月30日

	甲板員A 男性 32歳
死傷者等	重傷 1人(二等機関士)
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、大中型まき網漁業船団の網船であり、船長ほか20人が乗り組み、福江島北西方沖において、漁獲物を運搬船に移送し、漁網の取り込み作業中、一等機関士が、後部甲板右舷の通路(以下「通路」という。)の後方の船尾甲板右舷側にしゃがみ、漁網を船内に引き込むために使用する右舷ガンネル上部に設置されたサイドローラー(以下「ローラー」という。)のうち、船尾方に伸ばして使用していた伸縮式ローラーを収納する操作中であった。</p> <p>一等航海士及び甲板員Aは、通路に立ち、左舷方を向いて後部甲板上に取り込んでいた漁網の方を見ていた。</p> <p>二等機関士は、漁網を再び海中に入れる準備のために船首甲板から船尾甲板を回って左舷側に行こうとし、船尾に向かって通路を歩き、一等航海士の前を通り、甲板員Aの手前において、収納中であり、まだ隙間があった伸縮式ローラーに指を上方に向けて左手を掛けたところ、平成25年1月31日07時10分ごろ隙間で人差し指を挟まれて負傷した。</p> <p>二等機関士は、運搬船に乗り移った後、救援の海上保安庁のヘリコプター及びセスナ機で長崎空港へ輸送され、その後、救急車により病院に搬送された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>喫水は、本事故当時、船首が約2.3m、船尾が約4.6mであった。</p> <p>乗組員は、長靴を履き、長袖長ズボンの合羽上下、ヘルメット、作業用救命衣及び軍手を着用していた。</p> <p>本船は、右舷の船首から船尾までの間に両端がステンレス金具になっているゴムローラーが回転する油圧操作式のローラーを装備し、ガンネル部に支持金具が固定された固定式、ローラー支持金具ごとブルワーク内に収納できる可倒式、ガンネル部を船尾方に約1.6mスライドして使用できる伸縮式の3種類があった。</p> <p>二等機関士は、いつもなら伸縮式ローラー収納が終了しているので、収納間隙で約2cmの隙間が開いていることを知らずに船尾甲板へ向かって通路を歩いていたとき、何気なく通路からの高さ約1.3mの同ローラーに左手を掛けた。</p> <p>一等機関士は、一等航海士及び甲板員Aが通路に立っていたのを認めていたが、二等機関士が通路を歩いて来るのを認識しておらず、伸縮式ローラーを収納する操作終了直前には右舷を向いてしゃがんでおり、二等機関士が指を挟まれるところを見ていなかった。</p>

	<p>船長は、運搬船への漁獲物の移送を終えて船橋への階段を昇っていたときに負傷の連絡を受け、二等機関士が指を挟まれるところを見ていなかった。</p> <p>一等航海士及び甲板員Aは、漁網を見ており、二等機関士が指を挟まれるところを見ていなかった。</p> <p>船長は、日頃、各自でけが等をしないように注意しながら作業を行うよう指導していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、福江島北西方沖で漁網取り込み作業中、通路を歩いていた二等機関士が、収納途中の伸縮式ローラーに指を上に向けて左手を掛けたことから、閉じようとしていた隙間で人差し指を挟まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、福江島北西方沖で漁網取り込み作業中、通路を歩いていた二等機関士が、収納途中の伸縮式ローラーに指を上に向けて左手を掛けたため、閉じようとしていた隙間で人差し指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、漁網取り込み作業と並行して伸縮式ローラーを収納していたが、本事故以降、漁網取り込み作業が終了したのち、同ローラーを収納するように変更し、乗組員に周知した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・伸縮式ローラーの収納中における注意喚起のため、ブザー、回転灯等を装備することが望ましい。